

○広野町森林環境譲与税基金条例

令和元年9月11日条例第33号

広野町森林環境譲与税基金条例

(設置)

**第1条** 間伐や人材育成、担い手確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に要する経費の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定により、広野町森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

**第2条** 基金として積み立てる額は、国から広野町に譲与される森林環境譲与税の額に基づき、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

**第4条** 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

**第5条** 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

**第6条** 基金は、第1条に規定する設置目的に沿う事業の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

**第7条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。